

資源管理協定の中間時検証について

作成年月日：令和7年2月4日

作成者：日本かつお・まぐろ漁業協同組合

指導部 稲垣 次朗

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	かつお及びびんながに関する遠洋かつお一本釣り漁業の資源管理協定		
	対象の水域	遠洋かつお一本釣り漁業の許可に係る操業区域		
	対象の資源	かつお（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-3） びんなが（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-12）、 びんなが（南西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-13）		
	対象の漁業	遠洋かつお一本釣り漁業		
	協定の有効期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証	備考	
	令和6年度	令和8年度(予定)		

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	かつお（中西部太平洋条約海域）（資源管理基本方針別紙3-3）												
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	中西部太平洋海域における令和4年(2022年)の世界の漁獲量171.5万トンに対し、協定参加者の漁獲量は2.4万トンであり、約1.4%を占める。(対象資源の令和4年度国内漁獲量は17.3万トンであり、協定参加者による漁獲量は2.4万トンであり、約14%を占める。)出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況												
資源管理の目標 と取組内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親漁資源量の近年平均値の50パーセントの値とする。											
	協定の取組内容	年間16日以上の在港休漁をする。											
	その他の管理措置	該当なし											
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考					
	履行状況	-	○	○	取組中			履行状況：参加隻数は当組合所属隻数、漁獲数量は当組合調べ、令和4年4月から令和6年3月までの参加隻数の総水揚実績。在港日数は、参加隻数の平均日数。					
	参加隻数	隻	21	20	20								
	在港日数	日/隻	92	106	操業中								
	備考			1隻脱退									
資源状況	協定参加者の自己評価 遠洋かつお一本釣り漁業で漁獲された1隻平均のかつおは、令和3年1,535トン、令和4年1,112トン、令和5年1,279トンと令和3年の実績からすると減少傾向であることから資源が豊富とは言えない。												
	水産研究・教育機構の資源評価 Frecent/FMSY : 0.32 (2017~2020年) 、SBrecent/SBMSY : 2.98 (2018~2021年) 資源状態は過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。 出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況												
	取組の評価												
	評価内容	取組の効果があり継続する・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)											
取組の 改良点等	年間の休漁在港日数は、令和4年は1隻平均92日となった。 取組内容の16日在港休漁に対して、21隻の在港休漁は92日となり、取組目標は全隻で達成できている。 国際的なルールを遵守しながら漁獲を行い、資源状態は過剰漁獲でも乱獲状態でもないため、現在の取組を維持する。												
	特になし												

<取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）>

対象の資源名	ひんなが（北西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-12）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和4年度)	北西太平洋海域における令和4年(2022年)の世界の漁獲量5万トンに対し、協定参加者の漁獲量は0.03万トンであり、約0.6%を占める。(対象資源の令和4年度総漁獲量は3万トンであり、協定参加者による漁獲量は0.03万トン、約1%を占める。)出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意等に従い、現状の資源水準の値とする。						
	協定の取組内容	年間16日以上の在港休漁をする。						
	その他の管理措置	該当なし						
○:全参加者履行 ×:上記以外	履行の状況	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中			履行状況：参加隻数は当組合所属隻数、漁獲数量は当組合調べ、令和4年4月から令和6年3月までの参加隻数の水揚実績。
	参加隻数	隻	21	20	20			
	在港日数	日/隻	92	106	操業中			在港日数は、参加隻数の平均日数。
	備考			1隻脱退				

資源状況	協定参加者の自己評価 遠洋かつお一本釣り漁業で漁獲された1隻平均のびんなが（北西）は、令和3年180トン、令和4年15トンと前年度より大幅減少していることから、資源が豊富とは言えない。 水産研究・教育機構の資源評価 SSB2021（雌のみ）：7.0万トン、SSBMSY（雌のみ）：2.3万トン、SSB2021/SSBcurrent,F=0：0.54、F2018-2020/FMSY：0.49 2021年の資源状態は、過剰漁獲ではなく、乱獲状態でもない。 出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況
	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
評価内容	年間の休漁在港日数は、令和4年は1隻平均92日となった。 取組内容の16日在港休漁に対して、21隻の在港休漁は92日となり、取組目標は全隻で達成できている。 国際的なルールを遵守しながら漁獲を行い、資源状態は過剰漁獲でも乱獲状態でもないため、現在の取組を維持する。
取組の改良点等	特になし

＜取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）＞

対象の資源名	びんなが（南西太平洋海域）（資源管理基本方針別紙3-13）							
対象資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合（令和4年度）	南太平洋海域における令和4年（2022年）の世界の漁獲量9.2万トンに対し、協定参加者の漁獲量50トンであり、約0.05%を占める。（対象資源の令和4年度総漁獲量は2,573トンであり、協定参加者による漁獲量は50トンであり、約1.9%を占める。）出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況							
資源管理の 目標と取組 内容	資源管理の目標	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親漁資源量の近年平均値の56パーセントの値とする。						
	協定の取組内容	年間16日以上の在港休漁をする。						
	その他の管理措置	該当なし						
履行の状況 ○:全参加者履行 ×:上記以外	単位	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	備考	
履行状況	-	○	○	取組中			履行状況：参加隻数は当組合所属隻数、漁獲数量は当組合調べ、令和4年4月から令和5年3月までの参加隻数の総水揚実績。在港日数は、参加隻数の平均日数。	
参加隻数	隻	21	20	20				
在港日数	日/隻	92	106	操業中				
備考		1隻脱退						
資源状況	協定参加者の自己評価 遠洋かつお一本釣り漁業で漁獲された1隻平均のびんなが（南西）は、令和3年16トン、令和4年2トンと大幅減少していることから資源が豊富とは言えない。 水産研究・教育機構の資源評価 MSY=120,020トン F2016-2019/FMSY=0.24 SB2016-2019/SBF=0=0.52 現在の漁獲は過剰漁獲ではなく、資源も乱獲状態ではないとされた 出典：国立研究開発法人 水産研究・教育機構 令和5年度国際漁業資源の現況							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容	年間の休漁在港日数は、21隻で1,931日、1隻平均92日。 取組内容の16日在港休漁に対して、21隻の在港休漁は92日となり、取組目標は全隻で達成できている。 国際的なルールを遵守しながら漁獲を行い、資源状態は過剰漁獲でも乱獲状態でもないため、現在の取組を維持する。							
取組の改良点等	特になし							

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	取組内容の16日在港休漁に対して、21隻の在港休漁日数は92日となり、取組目標は全隻で達成できている。 在港休漁を実施したことで対象海域の総漁獲量は1隻あたりの1,112トンとなり、結果として目標値プラス76日の在港休漁を実施しており、概算で1隻あたり374トン（※）の総漁獲量が抑えられた可能性があると推察される。 (※) 漁獲量×365日 ÷ (365日 - 在港休漁日数) - 1,112トン = 374トン 引き続き国際的なルールを遵守しながら漁獲を行い、資源状態は過剰漁獲でも乱獲状態でもないため、現在の取組を維持する。

※資源管理協議会から「改良又は検討の方向性等」が示された場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日：令和7年10月31日

対応	取組内容と取組実績との間の乖離が小さくなるよう取組内容の改良が提案されましたので、取組内容について次のとおり改良しました。 改良前の取組内容ではドック期間を在港休漁日としてカウントしており、在港休漁日が大きくなっていました。例えば、令和4年度の取組実績について、改良前の考え方により算出すると92日／隻ですが、改良後の考え方により算出すると42日／隻となります。 <改良後の取組内容（改良部分は下線）> <u>ドック期間を除く、年間16日以上の在港休漁とする。</u> (注1) ドックの定義は「定期検査、中間検査、航海終了後の検査」とする。 (注2) やむを得ない事情により操業日数が短縮された場合は、短縮後の操業期間に、通常想定される年間操業期間335日に対する年間 在港休漁16日の割合をかけた日数以上を在港休漁とする。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

資源管理協定の中間検証結果

上記について、資源管理協議会における検証結果は以下のとおり。

検証年月日： 2025年 6月13日

判定	「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」
検証内容	当該協定が対象とする全ての資源について、資源管理の目標を達成している又は資源状態は乱獲ではなく漁獲の強さも過剰ではないことから資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められる。しかしながら、取組内容（年間16日以上の在港休漁）と取組実績の間に6～7倍の乖離があることから、取組内容は改良が望ましいと認められる（資源管理の目標については地域漁業管理機関の合意に基づいており、継続が妥当と認められる）。このため、全ての資源について、「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定し、協定全体として「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。 <改良又は変更の方向性等> 取組内容と取組実績との間の乖離が小さくなるよう、取組内容の改良を提案する。